

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成26年(2014年)1月24日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】認知者は民法786条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異ならないと判示(平成26年1月14日最高裁平成23年(受)第1561号)

【2】土地の抵当権設定契約は、抵当権者の違法な企みがあり公序良俗に反して無効であると認定したが、当該土地を競落した買受人の不動産所有権の取得は否定することができないとされた事例(平成25年5月22日東京高裁平成24年(ネ)第3762号)

【3】被控訴人運転の原動機付自転車の事故において本件市道に段差があったことは道路として通常有すべき安全性を欠いていたが、被控訴人の走行方法にも適切さを欠くものであったとして被控訴人の過失を認め、被控訴人に生じた損害の2割を減ずるのが相当とされた(平成25年5月30日東京高裁平成25年(ネ)第1553号, 第696号)

【4】被保全債権に対して相殺適状にある反対債権が存在する場合は、相殺で当該被保全債権は遡及的に消滅すると予見されるべきとして、あえて仮差押等を行った債権者に対する4億円の損害賠償請求のうち、弁護士費用を含む慰謝料として220万円のみを認めた事例(平成24年12月20日東京地裁平成219年(ワ)第17668号)

【5】Y銀行担当者の提案で締結した通貨オプション契約に関し、Xが同担当者の詐欺だったとして取消もしくはXの錯誤によるとして無効と主張、またY担当者の説明義務違反、適合性原則違反等の不法行為による損害の賠償を求めたが、いずれの主張も認められなかった(平成25年2月22日東京地裁平成23年(ワ)第18501号)

【6】野外施設建設事業を計画したXがY町内の土地を購入したが、県建築基準条例改正等で建築が不可能になった。Yの町長等がXの事業に介入した事実があったとしても、県条例が改正されることを予めXに告知する義務はないとして、Yの損害賠償請求は棄却された(平成25年3月11日東京地裁平成22年(ワ)第47416号)

【7】原告は耐震基準を満たさない大規模集合住宅用建物を除去し入居者に賃貸借契約の終了と移転の合意を求めたが、204世帯中合意に至らなかった7世帯に建物の明渡及び約定遅延損害金の支払を求めた。賃貸借契約更新拒絶の正当事由があるとして原告請求が認められた(平成25年3月28日東京地裁平成23年(ワ)第162号)

【8】Xは証券会社Yとの間で通貨スワップ取引を始めたが解約清算金を支払い中途解約、同取引の適合性原則違反等を理由に上記解約清算金相当額の支払等を請求したが、合意解約確認書の終了条項により、XのYへの請求権は全て精算され消滅したと判断され請求は棄却(平成25年4月16日東京地裁平成24年(ワ)第9342号)

【9】エスカレーター上の2階乗り口と通路部分との間にいた亡Aが移動手すりに後ろ向きに接触してこれに乗り上げ1階床に転落して死亡した。Aの両親は製造物責任法3条等に基づき9600万円の支払を求めたが、事故はAの異常な行動によるものとして請求は棄却された(平成25年4月19日東京地裁平成23年(ワ)第2870号)

【10】NHKの、主位的に受信契約締結の申込後2週間の経過をもって契約成立と見なす、予備的に申込承諾の意思表示を命じる判決確定により契約が成立したとして、受信機設置の月に遡って受信料の支払いを求めた事案で、予備的請求のみが認容された事例(平成25年6月27日横浜地裁相模原支部平成25年(ワ)第82号)

【11】Y社とアドバイザー契約を結んだ破産会社Aは、その助言に従った結果損害を被ったとしてY社に資産の時価相当額の賠償等を求めた事案。Y社の債務不履行を認めたが、Y社の責任を業務委託報酬に制限する契約上の合意の範囲で賠償額を認定した(平成25年7月24日東京地裁平成23年(ワ)第3608号)

(知的財産)

【12】「二重陰形成用テープまたは糸及びその製造方法」とする本件特許につき、その共同発明者と称する原告が

同特許を特許法38条に違反するとして特許無効を請求, 審判請求不成立審決を受けたためその取消を求めたが, 原告が共同発明者であることが否定された(平成25年3月13日知財高裁平成24年(行ケ)第10059号)

【13】「LADY GAGA」の文字を標準文字とする商標登録出願の拒絶査定に対する不服審決取消訴訟で, 商標法26条1項により商標権の効力が制限される場合があるからといって商標法3条1項3号又は4条1項16号の判断が緩和されるものではないとして原告請求を棄却(平成25年12月17日知財高裁平成25年(行ケ)第10158号)

【14】原告ら(三菱商事株式会社他)が被告(有限会社三菱合同丸漁業)に対しその営業表示物件から「三菱」の文字の抹消等を求めた事案。被告は「三菱合同丸」の一体性を主張したが見る者は「三菱」の部分の独立して感得するとして被告主張を排斥, 原告請求を容認(平成25年12月19日東京地裁平成25年(ワ)第18129号)

【15】特許権者である原告が, 被告製品の製造販売等の差し止めを求めた事案において, 特許権の消尽等が争点となったが, 原告の請求が認められた事例(平成26年1月16日大阪地裁平成24年(ワ)第8071号)

(民事手続)

【16】国立大学法人は「国又は地方公共団体」に準じるもので, その役員又は職員が組織的に用いる文書についての文書提出の申し立てには, 国は拒むことはできないし, また「公務員」には国立大学の役員及び職員も含まれると判示(平成25年12月19日最高裁平成25年(許)第6号)

【17】抗告人XがY所有の建物収去のための代替執行実施費用が見込まれるため, 同費用に相当する費用償還請求権を被保全債権としてY所有の不動産に対し仮差押命令を申立てたところ, 同申立てを却下した原決定が取り消され, 申立てが認容された(平成25年6月11日名古屋高裁平成25年(ラ)第189号)

【18】XがYに対し請負工事代金の支払いを求めたのに対し, 当事者間の工事下請負契約約款に仲裁合意があるので訴訟要件を欠くとして原審は訴を却下した。控訴審では, 仲裁合意は不存在として原審を取消, 原審に差し戻した事例(平成25年7月10日東京高裁平成25年(ネ)第2899号)

【19】担保不動産競売で土地の買受人となったXが, 本件土地の隣接地に暴力団幹部が居住し, 本件土地に自動車を駐車して利用していることから, 売却許可決定の取消を求めた事案。申立てを却下した原決定に対しXが抗告, 同売却許可決定が取り消された(平成25年7月12日東京高裁平成25年(ラ)第1206号)

【20】再生手続きが開始されたA社の債権者Xが, 債権者としてY1~Y13の届け出た各届け出債権を再生債権と査定した再生裁判所の決定に異議を申立てた事案。再生債権を存在するかのように装ったと事実認定し, 原決定を変更しY2を除きその債権額を0円と査定した(平成25年4月25日さいたま地裁平成20年(ワ)第886号)

(刑事法)

【21】被告人は女性二人を殺害し死体を損壊し海中に遺棄したとして起訴され一審は死刑判決を言い渡した。弁護人は知的障害のある被告人に死刑を科すのは法令違反であり量刑不当として控訴したが, 棄却されたため上告。一審判決の死刑が是認された(平成25年11月25日最高裁平成22年(あ)第1931号)

【22】少年につき家庭裁判所から送致を受けた2事件(①無免許運転, ②通行禁止路を通行)について, ②は①と事実の同一性が認められるとしても, 罰金以下の刑に当たる罪の事件として公訴が棄却された事例(平成26年1月20日最高裁平成25年(さ)第4号)

【23】日米両国の共犯者と共謀し猥褻画像データを米国のサーバに保存, 日本の顧客にダウンロードさせるなどしたとして起訴された被告人が, 本件行為は猥褻画像の頒布に当たらない, 本件を国内犯とすることはできないと主張したが, いずれの主張も退けられた(平成25年2月22日東京高裁平成24年(う)第2197号)

(社会法)

【24】原告が用いる「正露丸」「糖衣」及びSの文字を付した包装を用いて同様の錠剤を販売する被告に, 各表示の使用差し止め等を求めた事案。「正露丸」は普通名称であり, 被告の各表示は一連一体のものではなく原・被告の表示の類似性を否定し, 原告の請求を棄却した(平成24年9月20日大阪地裁平成23年(ワ)第12566号)

(その他)

【25】土地売主の意思能力欠缺により結果的に土地の所有権を失ったXが, 土地売買の登記手続を代行した司法書士Yらに損害賠償を請求した事案。司法書士は依頼者の意思能力につき特段の疑いを持つ事情がない限りそれを確認する義務はないとして請求を棄却(平成24年6月27日東京地裁平成22年(ワ)第8759号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最三判平成26年01月14日 最高HP

平成23年(受)第1561号 認知無効, 離婚等請求本訴, 損害賠償請求反訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140114111725.pdf>

(要旨)

認知者は, 民法786条に規定する利害関係人に当たり, 自らした認知の無効を主張することができ, この理は, 認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる

(理由)

血縁上の父子関係がないにもかかわらずされた認知は無効というべきであるところ, 自らの意思で認知したことを重視して認知者自身による無効の主張を一切許さないと解することは相当でない。また, 血縁上の父子関係がないにもかかわらずされた認知については, 利害関係人による無効の主張が認められる以上(民法786条), 認知を受けた子の保護の観点からみても, あえて認知者自身による無効の主張を一律に制限すべき理由に乏しく, 具体的な事案に応じてその必要がある場合には, 権利濫用の法理などによりこの主張を制限することも可能である。そして, 認知者が, 当該認知の効力について強い利害関係を有することは明らかであるし, 認知者による血縁上の父子関係がないことを理由とする認知の無効の主張が民法785条によって制限されると解することもできない。

(2) 東京高判平成25年5月22日 判例時報2201号54頁

平成24年(ネ)第3762号 土地建物所有権移転登記抹消登記等請求控訴事件(控訴棄却(確定))

抵当権設定契約に基づく競売手続によって買受人が不動産を競落した場合において, 抵当権者が抵当権設定契約手続の際に印章を冒用して抵当権設定者が所有する他の土地の所有権移転登記をして資金調達を封じて競売手続に持ち込む企みを有していたときは, 抵当権設定契約は公序良俗に反して無効で, 買受人はこれを知った上で競落したのだから所有権を取得しない, 買受人から更に譲り受けた者は無権利者から譲り受けたに過ぎず権利を取得しないなどと抵当権設定者が主張し, 所有権移転登記の抹消登記を求めた事案において, 裁判所は, 抵当権者の上記企みを認定した上, 抵当権設定契約は公序良俗に反して無効であるが, 抵当権設定者が買受人に対して競落による不動産所有権の取得を否定できるのは, ①買受人が抵当権設定契約が公序良俗に反して無効であることを了知しながら買受申出をした, 又は②買受人が抵当権者と実質的に同一であって, 抵当権者自身が買受人となっていると見ることができるなど特別の事情が認められる場合に限られるところ, 買受人が抵当権者と実質的に同一とまでは言えず, 企みを了知して買受申出をしたとも言えないとして, 買受人の不動産所有権の取得を否定することはできないと判断した事例。

(3) 大阪高判平成25年5月30日 判例時報2202号21頁

平成25年(ネ)第155号・第696号 損害賠償請求, 同附帯控訴事件(変更, 附帯控訴・拡張請求棄却(確定))

国家賠償法2条1項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは, 営造物が通常有すべき安全性を欠いている状態にあることであり, このような瑕疵の有無は, 当該営造物の構造, 用法, 場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断されるべきものであると解されるところ, 本件市道の北側車線の本件事故現場付近においては, コンクリート部分とアスファルト舗装部分との境目に, 全長数メートル程度の垂直方向の段差が存在し, かつ, 本件事故現場である本件欠落箇所においては, その高低差は約4.7cmであったというのである。そして, 本件事故現場付近の本件市道の北側車線には歩車道の区別がなく, かつ, 本件事故当時, 北側車線には区画線が表示されていなかったというのであるから, コンクリート部分は路側帯に該当するということではできず, 当該部分を車両が通行することも予定されていたというべきである。なお, 本件整備工事実施前は, 本件市道の北側車線には区画線が表示されていたというのであるが, 本件事故当時にはその区画線が表示がなかった以上, 上記の判断を左右するものではない。そうすると, 本件事故現場付近の本件市道の北側車線は, 同車線を, 特に原動機付自転車等の二輪車で通行する者にとって, 転倒等による被害を生じさせる危険性のある状態であったといえることができるから, 本件市道に本件段差が存在したことは, 道路として通常有すべき安全性を欠いている状態であったといわざるを得ない。

被控訴人の運転する原動機付自転車の通行方法は交通法規に違反するものであったということではできない。しかしながら, 北側車線は十分な幅員を有しており, 被控訴人はアスファルト舗装部分を通行することができたにもかかわらず, あえてコンクリート部分とアスファルト舗装部分の境目付近を走行しており, 本件事故当時, 被控訴人が走行していた場所は交通法規に照らしても, やや道路の左に寄りすぎていたといえることができる。そうすると被控訴人の走行方法が適切さを欠くものであったことは否定できず, 本件事故の発生については, 被控訴人にも相応の過失(損害回避義務)があったというべきである。そして, 被控訴人の上記過失と, 本件事故の原因となった瑕疵の内容等を総合考慮すると, 本件においては, 過失相殺として, 被控訴人に生じた損害の2割を減ずるのが相当である。

(4)東地判平成24年12月20日 判例タイムズ1394号353頁

平成21年(ワ)第17668号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴(後控訴棄却・確定))

原告(仮差押債務者・本案被告)が、仮差押えの本案訴訟で敗訴した被告(仮差押債権者・本案原告)に対し、実際には被保全権利である請求債権が存在していないにも関わらず、原告の全財産を網羅するような仮差押えを申立て、仮差押決定を得たことにより、これらの財産を処分できなくなり、債務の弁済が滞り遅延損害金等の支払いを余儀なくされたとして、被告に対し不法行為に基づき金4億円余の請求をした事案について、本判決は、不当保全訴訟において、被保全債権に対して相殺適状にある反対債権が存在するような場合には、通常は、相殺により当該被保全債権は遡及的に消滅するに至ることが予見されてしかるべきであり、このような事情を認識した上で、あえて仮差押等を行った債権者に対し、それによって生じた相手方の損害について責任を負わせることは不当ではないとして、原告の請求について、その大部分が特別損害であるとしつつ、金220万円に限って弁護士費用相当額を含む慰謝料として認容した。

(5)東京地判平成25年2月22日 金法1984号172頁

平成23年(ワ)第18501号 不当利得返還等請求事件(請求棄却)

Xは、既製服の輸出入業等を目的とする株式会社であるが、Y銀行の担当者から提案を受け、同行との間で締結した通貨オプション契約に関して、Yに対し、主位的には、同契約がYの担当者の詐欺によるものであるとして取り消す若しくはXの錯誤によるものであるとして無効であり、または、マルチレンジ通貨オプション取引(4つのオプションを組み合わせるにより、行使期間の為替レートにかかわらず、約定の価格でのドル買い円売りを可能とするもの)は公序良俗に反し無効であるとして、同契約に基づくXのYに対する債務の不存在の確認、および同契約に基づいてなされた支払いの精算を求めるとともに、Yの担当者の行為が説明義務違反、適合性原則違反、優越的地位の濫用に当たるとして債務不履行ないし不法行為による損害の賠償を求めた。さらに、XはYに対し、予備的に、同契約が有効であるとしてもYの説明義務違反等による債務不履行ないし不法行為により損害を被ったとして、損害の賠償を求めた。

本判決は、(1)詐欺取消ないし錯誤無効の主張に関してはYの担当者の説明がXを欺罔するものであったと認定することは困難であり、Xに為替リスクヘッジ効果の有無、そのリスクの程度等につき誤信があったとは認められない、(2)マルチレンジ通貨オプション取引の仕組みや内容、Yの担当者による勧誘の状況、締結されるに至るまでの経緯等に照らして上記契約が公序良俗違反に当たるとまでいうのは困難である、(3)説明義務違反についても、Yの担当者はマルチレンジ通貨オプション取引のリスクないしデメリットを具体的に説明しており、またYにX主張の損害拡大防止のための助言をすべき法的義務があったと解することは困難である、(4)適合性義務違反についても、そもそも取引額をどの程度にするかは第一次的にはXにおいて決定すべき経営判断事項であり、全国銀行協会あっせん委員会が本件における年間最大取引量は明らかに過大であり適合性原則の観点から問題があると言わざるを得ないと指摘したこと(Xは、本件訴訟に先立ち、被告を相手方として、同委員会に対し、あっせんの申立てをしていた。)を踏まえてもなお義務違反があったとはいえない、(5)優越的地位の濫用についてもYの担当者の行為が不法行為を構成するとは認められないとして、いずれもXの請求を排斥した。

(6)東地判平成25年3月11日 判例タイムズ1394号152頁

平成22年(ワ)第47416号 損害賠償請求事件(請求棄却・確定)

Xは、野外施設を建設運営する事業を計画し、Y町内の土地を購入したが、当該土地が購入時点では建物の建築に支障はなかったのに、その後の県告示により建築確認が必要となり、さらに県建築基準条例の改正により接道義務が課されるに至った結果、当該土地上に建物を建築することが事実上不可能となった。

そこで、Xは、Yの町長等が自己の事業でもあるかのようにXの事業に積極的に介入していた経緯があると主張して、Yの職員が、県条例改正がされることを予めXに告知する義務を怠ったとして、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償請求訴訟を提起した。

本判決は、Xの事業計画に対するYの町長等の職員の関わりの経過を事実認定したが、県条例改正等はX自らが留意すべき事項であり、信義則等を根拠として告知義務が発生したとは認められないとして、Xの請求を棄却した。

(7)東京地裁立川支部判平成25年3月28日 判例時報2201号80頁

平成23年(ワ)第162号 建物明渡等請求事件(認容・控訴)

昭和46年に築造された鉄骨・鉄筋コンクリート造の大規模集合住宅用建物(住戸数250,地上11階建,以下本件建物)が、建築当時は建築基準法上必要な耐震性能を具備するものであったが、その後の法改正等によって耐震基準の厳格化がなされた結果、大部分の階において所要の耐震性能を有さず、倒壊の危険性が高いと判定されるに至り、本件建物の賃貸人たる原告において耐震改修方法を検討したが、住戸の居住性を低下させるなどの問題が生じる上に、改修費用が総家賃収入の約5年分に相当するというものであった。そのため、原告は、本件建物を除却すること

とし、当時の入居者204世帯に対し説明会を複数回にわたって実施した上で、移転等に対する代替措置を提示し、197世帯との間で賃貸借契約の終了と移転の合意に至ったが、残りの7世帯とは合意に至らなかった。原告は、残りの7世帯(=被告ら)との各賃貸借契約満了日の6か月前までに更新をしない旨の通知をしたところ、被告らがこれに異議を述べ、退去期限までに退去しなかった。そこで、原告が、被告らに対し、賃貸借契約終了に基づき建物の明渡及び約定遅延損害金の支払を求めた。以上の事案で、更新拒絶の正当事由の有無が争点となった。

裁判所は、本件建物の耐震改修を行うことは原告の修繕義務の範囲外にあるとし、建物の耐震性に問題があるような場合の耐震改修方法は基本的に建物の所有者である賃貸人が決定すべき事項であり、耐震改修が経済合理性に反するとの結論に至り、耐震改修を断念したとしても、その判断過程に著しい誤謬や裁量の逸脱がなく、賃借人に対する相応の代償措置が取られている限りは、賃貸人の判断が尊重されてしかるべきであるとした上、原告の検討した耐震改修方法に誤謬などは見当たらず、同改修方法によれば本件建物の賃貸住宅及び1階の店舗用施設としての使用性能・価値が大幅に低下すること、改修費用も約7億5000万円(総家賃収入の約5年分)が必要となる旨認定し、原告が被告らに提案した代替措置をも考慮して、正当事由があると認め、原告の請求を認容した。

(8)東京地判平成25年4月16日 金法1984号162頁

平成24年(ワ)第9342号 損害賠償請求事件(請求棄却)

学校法人Xは、証券会社Yとの間で米ドル通貨スワップ取引を開始したが、為替相場の変動の影響を受け、解約清算金を支払って中途解約した。本件は、Xが、Yに対し、上記通貨スワップ取引の適合性原則違反等を理由として債務不履行ないし不法行為に基づき、公序良俗違反を理由として不当利得に基づき、上記解約清算金相当額および弁護士費用相当額並びにこれらに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。これに対し、Yは、上記通貨スワップ取引が債務不履行、不法行為、公序良俗違反に当たるとを争うとともに、同取引を中途解約した際に合意した終了条項により、XのYに対する請求権は精算されてすべて消滅したと主張した。なお、上記終了条項は、合意解約の確認書中に英文で記載されていたものであるが、Xの付した日本語訳によると、「本件取引の下でのY及び相手方並びにそれぞれの関連会社、子会社、取締役、執行担当役員、従業員及び代理人の権利、義務及び責任は、互いに終了させられ、免責される。本件各当事者は、本書に規定される場合を除き、本書の他方当事者が自らに対し本件取引に基づき又は関して支払、物の交付又は金員の履行義務を負うものでないことを認める」というものであった。

本判決は、上記終了条項のうち、Yの「義務及び責任」は「免責される」という文言と、上記合意解約の確認書中にYの損害賠償義務や不当利得返還義務についての規定はないことに着目して、同終了条項によりXのYに対する損害賠償請求権および不当利得返還請求権は精算され、消滅したものと判断した。なお、Xは、英米法律文書作成の実務に照らせば、上記終了条項はあいまいな書きぶりであって、これを精算条項とみることはできないと主張したが、本判決は、上記通貨スワップ取引の準拠法が日本法であること、訴訟上の和解において設けられる精算条項も冗長さを排したものとなっているのが通例であることなどを理由に、この主張を排斥した。

(9)東地判平成25年4月19日 判例タイムズ1394号214頁

平成23年(ワ)第2870号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)

亡Aが、Yらの所有又は占有する商業用ビル2階の飲食店において、会食をした飲食店の出入り口のほぼ正面に位置する下りエスカレーターの乗り口との間の通路部分で記念撮影を行い、その後片付けがされるのを待っていたところ、当該エスカレーターの移動手すりに後ろ向きに接触してこれに乗り上げ、エスカレーター外側の吹き抜けから1階床に転落し、頭蓋内損傷により死亡したことについて、Aの両親が当該エスカレーターには、手すりに使用されているベルト表面の合成ゴムの粘着性が異常に強く、手すりの折り返し部分の高さが低いために、これに利用者の身体が接触すれば容易に身体ごと移動手すりの上に持ち上げられ、体勢を崩してエスカレーターの外側に転落する危険性があったのに、転落防止策が講じられていなかったとして、Yらに対し土地工作物責任(民法717条1項)に基づき、エスカレーターの製造者に対しては製造物責任(製造物責任法3条)に基づき960万円の支払を求めた。

本判決は、本件エスカレーターは、通常の用法に従った利用を前提とすれば、安全性に欠けるものではなく、本件事故は、Aが、本件エスカレーターの存在を十分認識しながら、意図して移動手すりに接近し、背面側の中心線を移動手すりの折り返し部分に接着させて後ろ向きによりかかるという、異常な行動をとった結果発生したものであり、本件エスカレーターの設置保存に瑕疵があったとはいえないとし、製造物責任についてもエスカレーターに欠陥があったとはいえないとして、請求を棄却した。

(10)横浜地相模原支部判平成25年6月27日 判例時報2200号120頁

平成25年(ワ)第82号 受信料等請求事件(一部認容、一部棄却・控訴(原判決取消・請求認容))

判決文：http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanrei_id=83393&hanrei_kbn=04

本件は、NHKが受信契約の締結に応じず受信料を支払わないYに対し、主的にNHKの対応窓口を受信料特別対策センターに変更する旨の通知をもって受信契約締結の申し込みをし、通知がYに到達した日から2週間が経過した時点で受信

契約が成立したから受信機設置の月に遡って受信料の支払義務を負うとし、予備的にNHKはYに対し受信契約の締結に応じないときは申し込みに対する承諾の意思表示を求めることができ、意思表示を命じる判決が確定した場合に受信契約が成立することになるから受信機設置の月に遡って受信料を支払う義務を負うなどとして受信料の支払を求めた。

裁判所は、受信契約の申し込みが到達した日から相当期間経過したということのみで契約が成立したと解することはできないとして主位的請求を棄却したうえで予備的請求を認容した。なお、控訴審である東京高裁は本判決を取消し主位的請求を認容する判断を示したとのことである。

(11)東京地判平成25年7月24日 金法1984号144頁

平成23年(ワ)第3608号 損害賠償請求事件(一部認容)

本件は、破産会社Aが、Y社との間で、本業を存続させることを目的として事業譲渡等の助言を受ける旨のアドバイザー契約を締結し、Y社がA社に対し同契約に基づき、A社に損害を生じさせない内容の助言等を行う義務又は助言業務の提供に当たって法令を遵守すべき義務を負っていたにもかかわらず、Y社が提案したB社に対する事業譲渡を実行した結果、A社において、B社への事業譲渡の対象となった資産のうち担保が付けられていた部分を差し引いた残額17億9050万2824円相当の資産を喪失したとして、A社の破産管財人であるXが、Y社に対し、債務不履行又は不法行為に基づき、喪失した資産の時価相当額及び報酬相当額に係る損害の一部の賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は、上記アドバイザー契約が企業再生を目的とするものであり、Y社には、破産法を遵守すべき義務があるから、Yは、同契約に基づき助言等を行うに際し、少なくとも、破産手続において否認権の行使を受けることのないようにすべき義務を負うとの判断を示した上、本件の事業譲渡が破産法160条1項1号所定の否認対象行為に該当すること、および、Y社において、A社が同事業譲渡時点において支払不能の状態にあったことを認識していた、あるいは認識しないことに過失があったことを認定して、Y社の債務不履行責任を認めた。但し、上記アドバイザー契約には、Y社の責任を同契約の業務委託報酬額に制限する合意があったため、損害賠償請求が可能な額は同業務委託報酬額である4387万4653円に制限されると判示した。

【知的財産】

(12)知的財産高判平成25年3月13日 判例時報2201号116頁

平成24年(行ケ)第10059号 審決取消請求事件(棄却・確定)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130319103710.pdf>

「二重録形成用テープまたは糸及びその製造方法」とする特許(本件特許)につき、自分は本件特許の共同発明者だと主張し、特許法38条(共同出願)違反を理由として特許無効審判を請求した者(原告)が、特許庁から審判請求不成立審決を受けたため、同審決の取り消しを求めた事案。裁判所は、共同発明者性の認定について、ある特許発明の共同発明者であるといえるためには、特許請求の範囲に記載された発明の構成のうち、従前の技術的課題の解決手段に係る部分、すなわち発明の特徴的部分の完成に現実に関与したことが必要であるとした上で、特許法38条(共同出願)違反は特許を受ける権利が共有に係ることが前提となっているから、同条違反を理由として特許無効審判を請求する場合は、審判請求人が「特許を受ける権利が共有に係ること」について主張立証責任を負担すると解するのが相当であり、同条違反を理由として請求された無効審判の審決取消訴訟における主張立証責任の分配についても、同様に、審判請求人自らが共同発明者であることについて主張立証責任を負担すると解すべきと判断し、本件特許については原告を共同発明者と認めることはできないと判断した。

(13)知財高判平成25年12月17日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10158号 審決取消請求事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131226104413.pdf>

「LADY GAGA」の文字を標準文字で表す商標登録出願の拒絶査定に対する不服審判で、アメリカ合衆国出身の人気歌手名として広く認識されている「LADY GAGA」の文字からなる本願商標を、その指定商品中、「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」に使用した場合、これに接する取引者・需要者は、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、映像に出演し、歌唱している者を表示したもの、すなわち、その商品の品質(内容)を表示したものと認識するから、本願商標は、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものといわざるを得ず、また、本願商標をその指定商品中、上記「LADY GAGA」(レディ(一)・ガガ)と何ら関係のない商品に使用した場合、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるので、本願商標は、商標法3条1項3号及び4条1項16号に該当するという理由によって、本件審判の請求は成り立たないとした特許庁の審決を不服とした審決取消訴訟。

原告は、本願商標のような「歌手名・音楽バンド名(著作者名)」の文字からなる商標の登録自体を一律に排除しなければならないという特段の要請はなく、登録を認めたとしても商標法26条1項による手当が可能なので特段の不

都合は生じないこと、歌手名を表す文字からなる商標であっても、直ちに「レコード」等の商品との関係で特定の品質を表すことがないので、登録を認めても差支えがないこと等を主張し、過去の登録例を挙げて反論したが、商標法26条1項は、登録査定された商標権の効力について定めた規定であり、同規定により商標権の効力が制限される場合があるからといって、登録査定の要件を定めた商標法3条1項3号又は4条1項16号の該当性の判断が緩和されるものでなく、原告の指摘する登録例の存在によって左右されるものでもない、として原告の請求は棄却された。

(14)東京地判平成25年12月19日 裁判所HP

平成25年(ワ)第18129号 商号使用差止等請求事件 (認容)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131227101939.pdf>

原告ら(三菱商事株式会社, 三菱重工業株式会社)が, 被告(有限会社三菱合同丸漁業)は, 自己の営業表示として原告らの著名な営業表示と同一又は類似のものを使用して, 原告らの営業上の利益を侵害していると主張して, 被告に対し, 不正競争防止法2条1項2号, 3条に基づき, 営業表示の使用の差止め並びに営業表示物件からの「三菱」の文字の抹消及び被告の商号登記の抹消登記手続を求めた事案で, 被告営業表示等が原告ら営業表示と同一又は類似するか否かが争点となった。

「三菱合同丸」との被告営業表示は, 沿岸の巻網式漁業を家業とするA家が代々用いてきた, 船主と左右の漁船の船頭という三者の結びつきを象徴する本件マーク及び上記三者が合同して漁業を行うことから付けられた「合同丸」という名称に由来し, 本件マークとともに用いられてきたものであるから, 被告商号や「三菱合同丸」等の被告営業表示の要部は「三菱合同丸」の部分であり, 「三菱」の部分のみを「合同丸」の部分と切り離し観察して類否の判断を行うべきではないと主張したが, 被告商号や被告営業表示を見る者は, 「三菱」の部分の部分を独立して感得するのであって, このことは被告営業表示等の由来や本件マークとともに用いられてきたことにかかわりがないから, 被告の上記主張は, 採用することができない, として原告の請求が認容された。

(15)大阪地裁 平成26年1月16日 裁判所HP

平成24年(ワ)第8071号 特許権侵害差止等請求事件(認容)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140121112242.pdf>

特許権者である原告が被告に対し, 被告製品の製造販売等の差止め等を求めた事案であって, 特許権の消尽等が争点となったが, 原告の求めが認められた事案。

特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者が我が国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ, それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるときは, 特許権者は, その特許製品について, 特許権を行使することが許されるが, 許されるといえるかどうかについては, 当該特許製品の属性, 特許発明の内容, 加工及び部材の交換の態様のほか, 取引の実情等も総合考慮して判断すべきである(最高裁判所平成19年11月8日第一小法廷判決・民集61巻8号2989頁)。

特許製品の属性についてみると, 原告製品及び被告製品の分包紙が消耗部材であるのと比較すれば, 芯管の耐用期間が相当長いことは明らかである。他方で, 分包紙を費消した後は, 新たに分包紙を巻き直すことがない限り, 製品として使用することができないものであるから, 分包紙を費消した時点で製品としての効用をいったんは喪失するものであるといえる。また, 原告製品は, 病院や薬局等で医薬品の分包に用いられることから高度の品質が要求されるものであり, 厳密に衛生管理された自社工場内で製造されていることが認められる。同様に, 被告製品も, 被告が製造委託した工場において高い品質管理の下で製造されていることが認められる。これらのことからすれば, 顧客にとって, 原告製品(被告製品)は上記製品に占める分包紙の部分の価値が高いものであること, 需要者である病院や薬局等が使用済みの芯管に分包紙を自ら巻き直すなどして再利用することはできないため, 顧客にとって, 分包紙を費消した後の芯管自体には価値がないことも認められる。

そうすると, 特許製品の属性としては, 分包紙の部分の価値が高く, 分包紙を費消した後の芯管自体は無価値なものであり, 分包紙が費消された時点で製品としての本来の効用を終えるものといえることができる。芯管の部分が同一であったとしても, 分包紙の部分異なる製品については, 社会的, 経済的見地からみて, 同一性を有する製品であるとはいいがたいものといえるべきである。

被告製品の製造において行われる加工及び部材の交換の態様及び取引の実情の観点からみても, 使用済みの原告製品の芯管に分包紙を巻き直して製品化する行為は, 製品の主要な部材を交換し, いったん製品としての本来の効用を終えた製品について新たに製品化する行為であって, かつ, 顧客(製品の使用者)には実施することのできない行為であるといえる。

以上によれば, 使用済みの原告製品の芯管に分包紙を巻き直して製品化する行為は, 製品としての本来の効用を終えた原告製品について, 製品の主要な部材を交換し, 新たに製品化する行為であって, そのような行為を顧客(製品の使用者)が実施することもできない上, そのようにして製品化された被告製品は, 社会的, 経済的見地からみて, 原告製品と同一性を有するともいいがたい。これらのことからすると, 被告製品は, 加工前の原告製品と同一性を欠く特許

製品が新たに製造されたものと認めるのが相当である。被告製品を製品化する行為が本件特許発明の実施(生産)に当たる旨の原告の主張には理由がある。

【民事手続】

(16) 最一決平成25年12月19日 最高HP

平成25(許)第6号 文書提出命令申立て却下決定に対する抗告審の一部変更決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131224152848.pdf>

(要旨)

1 国立大学法人は、民訴法220条4号ニの「国又は地方公共団体」に準ずるものであり、国立大学法人が所持し、その役員又は職員が組織的に用いる文書についての文書提出命令の申立てには、民訴法220条4号ニ括弧書部分が類推適用されるから、国は提出を拒むことができない。

2 民訴法220条4号ロにいう「公務員」には、国立大学法人の役員及び職員も含まれる。

(事案の概要)

国立大学の人文学部教授であるXらが、それぞれ同学部長等からハラスメントを受けたとして国に苦情を申し立てたところ、同大学に置かれたハラスメントの防止、対策又は調査に係る委員会の運営及び調査の方法が不当であったために不利益を被ったなどと主張して、国に対し、再調査の実施、損害賠償の支払等を求める本案訴訟につき、Xらが、上記委員会の運営及び調査の方法が不当であったことを立証するために必要であるとして、国立大学法人が所持し、その役員又は職員が組織的に用いる文書についての文書提出命令の申立てをした事案。

(17) 名古屋高決平成25年6月11日 金法1985号160頁

平成25年(ラ)第189号 保全処分申立却下決定に対する即時抗告事件(原決定取消・申立認容)

本件は、抗告人Xが、相手方Y所有の建物取去のための代替執行実施費用が見込まれるので、同代替執行により、同事件の執行債務者であるYに対して代替執行実施費用に相当する費用償還請求権を取得することになるとして、これを被保全債権としてY所有の不動産に対する仮差押命令の申立てをした事案である。原審が上記申立てを却下したため、Xが即時抗告をした。

本決定は、上記費用償還請求権において償還請求の対象となっている費用は代替執行費用であって、民事執行費用としての性質を有するところ、民事執行法は、民事執行費用に関して、その簡易迅速な実現を目的として、民事訴訟による手続と比較してより簡易に債務名義を取得することができる特別の手続として、民事執行法42条4項による執行費用額確定手続を設けており、Xは代替執行実施後において同条同項に従って執行裁判所に対して代替執行費用について執行費用額確定申立てをすることにより、執行債務者であるYに対する債務名義となる、上記費用償還請求権を内容とする執行費用額確定決定を得ることができるから、特段の事情のない限りは、上記費用償還請求権に基づき、Yを被告として民事訴訟を提起しても、訴えの利益がなく、不適法な訴えとなるものであって、Xにおいて、Yを被告として適法に上記費用償還請求権を確定するための民事訴訟を提起することはできないのであるが、これは、民事執行法がこれに代わる特別の手続として執行費用額確定手続を設けていることによるものであるから、このような場合には、Xによる上記執行費用額確定申立ては、民事訴訟における本案の「訴え」ではないものの、これに準じるものとして、民事保全法37条1項にいう「本案の訴え」に該当するものと解するのが相当であると判示した。

(18) 東高判平成25年7月10日 判例タイムズ1394号200頁

平成25年(ネ)第2899号 工事施工代金請求控訴事件(取消差戻)

XがYに対し、請負工事代金の支払いを求めたのに対し、Yが当事者間の工事下請負契約約款による仲裁合意があることから、訴訟要件を欠くとして訴えの却下を求めた。

本判決は、仲裁合意をすれば、その範囲において、当該合意をした当事者は、当該合意の対象となっている紛争につき、裁判を受ける機会を失うことになるので、その合意の効力については、慎重に検討する必要があるところ、本件約款には、「この約款の各条項においてXY協議して定めるものにつき協議がととのわない場合その他この契約に関してXY間に紛争を生じた場合には、X又はYは、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により解決を図る。」等の規定があるが、当該約款は、審査会の仲裁に付するためには、双方の合意に基づいてすると規定しているから、当該約款の条項とは別に仲裁合意をすることを想定した規定と解するほかなく、本件約款に当該条項のあることをもって直ちにXとYとの間に仲裁合意があったと解することはできないと判示して、本件訴えを却下した原審を取り消し、本件を原審に差し戻した。

(19)東京高決平成25年7月12日 判例時報2200号65頁

平成25年(ラ)第1206号 売却許可決定取消申立却下決定に対する執行抗告事件(取消・確定)

本件は担保不動産競売事件において土地の買受人となったXが本件土地の隣接地の建物に暴力団幹部が居住し、本件土地に自動車を駐車してこれを利用していることから民事執行法75条1項という不動産の軽微でない損傷に該当すると主張し、売却許可決定の取消を求めた事案である。原決定は、通常想定できるリスクとして競売市場修正においてすでに考慮されている等を理由に軽微でない損傷に該当しないとして申立を却下した。そこでXが抗告を申し立てた。

本決定は、損傷とは物理的な損傷以外の理由によって不動産の交換価値が著しく損なわれたような価値的な損傷がある場合を含み、損傷が買受の申出前から存在していた場合であっても見過ごしたことに責任がないときには買受人保護の観点から民事執行法75条1項が類推適用されるとし、本件土地はNが所有者から無償で借りて駐車場として使用しており、暴力団幹部はNから駐車場として賃貸しているが、買受人は引渡を受けるためにNとの交渉に加え隣地建物の居住者である暴力団幹部との折衝を含む対応を迫られる蓋然性が高く、本件土地の利用を継続するにあたっても隣地建物居住者との関係に配慮せざるを得ないとして合理的な経済人であれば本件土地の取得を欲しないのが通常であると考えられることなどを理由に損傷に該当するとして民事執行法75条1項類推適用により売却許可決定は取り消されるべきとした。

(20)さいたま地判平成25年4月25日 金法1985号164頁

平成20年(ワ)第886号 査定の裁判に対する異議の訴え事件(原決定変更)

本件は、再生手続が開始されたA社の債権者であるX1社およびX2(X1社の代表取締役)が、債権者であるとしてY1~Y13の届け出た各再生債権に対する再生裁判所の査定に異議を述べる事件である。Xらは、その理由として、上記各届出債権は、いずれも民事再生手続における議決権の頭数を水増しして、同手続を有利に進めるといふ不当な目的で偽装された実体のないものであるか、公序良俗違反に当たるものであるから、いずれも0円と査定されるべきと主張した。これに対し、再生裁判所は、Y1~Y13の上記各届出債権について、再生債権として査定した。

本判決は、再生債務者の内部抗争から、真実は上記各届出債権が存在しないのに、これがあるかのように装うことを合意して届出がされたとの事実認定のもと、再生裁判所による上記査定決定を変更し、Y2については、届出額の一部の限度で認められるとしたが、その余の12名については、債権額を0円と査定するのが相当であると判断した。

【刑事法】

(21)最一判平成25年11月25日 最高裁HP

平成22年(あ)第1931号 殺人、覚せい剤取締法違反、死体損壊、死体遺棄被告事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131224115437.pdf>

(要旨)死刑の量刑が維持された事例(兵庫の2女性殺害等事件)

(事案)

被告人は、(1)平成17年1月9日、交際女性(当時23歳)及び同女の友人の女性(当時23歳)の頭部付近をハンマーで殴りつけて殺害し、同月11日頃各死体をのこぎり等で切断するなどして損壊し、同月13日頃から同月16日頃までの間、海中等に遺棄し、(2)覚せい剤の使用、所持したことが殺人、覚せい剤取締法違反、死体損壊、死体遺棄罪にあたるとして起訴された。

第1審判決は死刑判決を言い渡したため、弁護人は、知的障害のある被告人に対する死刑は訴訟手続の法令違反であり、量刑不当などとして控訴したが、原判決は、被告人の基礎学力が乏しいとしても、その供述の任意性、信用性に影響を及ぼすような知的障害は認められず、また被害者らを殺害した態様を見ると、確定的殺意に基づく、誠に凶暴かつ凄惨で残忍なものというほかないとして控訴を棄却した。

弁護人が上告した。

(判断)

死刑に関して憲法前文、9条、13条、14条、31条、36条、39条、98条2項違反をいう点は、その執行方法を含む死刑制度が憲法の上記各規定等に違反しないことは当裁判所の判例及びその趣旨に照らして明らかであるから理由がない。

量刑不当の点は、交際女性の殺害は被害者の言動に誘発された面はあるが、その言動自体、資産家の息子を装うという被告人の嘘が招いたものであり、友人女性は特に落ち度はなく、殺害態様はいずれもハンマーで頭部付近を数回殴りつけて撲殺するという強固な殺意に基づく凶暴かつ残忍なものである上、死体の身元判明を妨げるべく、のこぎり、出刃包丁等で頭部、両手両足を切断し、胴体を切り刻み、ペンチで抜歯するなど各死体を徹底的に解体して海中等に投棄したことは非人間的かつ残虐性が顕著な犯行といわざるを得ず、被害者2名の生命を奪った結果は極めて重大で、遺族の処罰感情は峻烈であり、犯行態様の残虐性等から社会に与えた不安、恐怖も大きく、被告人は本件犯行自体は認めるものの犯行態様等につき不合理な弁解に終始しており、真摯な反省の情をうかがうことができないから、原判決

が維持した第1審判決の死刑の科刑は是認せざるを得ない。

(22) 最一判平成26年1月20日 最高裁HP

平成25年(さ)第4号 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140120165605.pdf>

(要旨)少年につき禁錮以上の刑に当たる罪として家庭裁判所から送致を受けた事件について、それと事実の同一性が認められるとしても、罰金以下の刑に当たる罪の事件として公訴を提起することは許されない。

(事案)

被告人は、①公安委員会の運転免許を受けずに道路において普通乗用自動車を運転し、②法定の除外事由がないのに、道路標識により右折方向への車両の通行を禁止されている交差点において、同標識を確認しこれに従うべき注意義務があるのに同標識を確認しなかった過失により通行禁止場所であることに気付かないで普通乗用自動車を運転して右折通行したことから伊勢崎簡易裁判所に起訴された。なお同簡易裁判所は、被告人を罰金20万7000円に処する旨の略式命令を發布し、同命令は確定した。それ以前に、被告人は②の事実と同一性が認められる、普通乗用自動車を運転して故意により通行禁止場所を通行したとの事実により前橋家庭裁判所の検察官送致決定を受けた。

(判断)

被告人は、公訴提起当時少年であり、かつ、②の事実は罰金以下の刑に当たる罪の事件であるから、少年法20条1項の趣旨に照らし、検察官が家庭裁判所から送致を受けた故意による通行禁止違反の事実と同一性が認められるからとあって、公訴を提起することは許されなかったものであり、刑訴法463条1項、338条4号により公訴棄却の判決をすべきであったのにしなかった原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のために不利益であることが明らかである。よって、本件非常上告は理由があるから、同法458条1号により原略式命令を破棄し、②の事実につき、同法338条4号により公訴を棄却し、被告人を罰金20万円に処する。

(23) 東高判平成25年2月22日 判例タイムズ1394号376頁

平成24年(う)第2197号 わいせつ電磁的記録等送信頒布、わいせつ電磁的記録有償頒布目的保管被告事件(控訴棄却・上告)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130807152342.pdf>

被告人が、日米両国内にいる共犯者らと共謀の上、動画配信等のサイトを運営し、わいせつな画像データ等を米国内のサーバコンピュータに記録・保存し、当該サイト等にアクセスした日本の顧客にダウンロードさせて各自のパソコンに記録・保存させ、また、それらのわいせつな画像等の元データを日本国内の事務所内でDVDやコンピュータのハードディスクに保管した事案において、被告人が(1)本件行為は、刑法174条1項後段の「頒布」に当たらない、(2)刑法1条1項の解釈上、本件を国内犯とすることはできないと主張した。

本判決は、(1)について、刑法174条1項後段の「頒布」とは、不特定又は多数の者の記録媒体上に電磁的記録その他の記録を取得させることをいうとしたうえで、顧客によるダウンロードは、サイト運営側に当初から計画されてインターネット上に組み込まれたわいせつな電磁的記録の送信手段にほかならないから、頒布という実行行為の一部を構成するものとし、(2)について、構成要件に該当する事実の一部が日本国内で発生していれば刑法1条1項の国内犯として日本刑法を適用できるとした上で、本件では「頒布」の実行行為の一部が日本国内で行われていると判示し、被告人の主張をいずれも斥けた。

【社会法】

(24) 大阪地判平成24年9月20日 判例タイムズ1394号330頁

平成23年(ワ)第12566号 不正競争行為差止等請求事件(請求棄却・控訴(後控訴棄却))

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120928131909.pdf>

胃腸薬のうち、「糖衣錠」と称される種類の錠剤を製造販売する原告が、「正露丸」「糖衣」及び「S」の文字を付した商品包装を用いて同様の錠剤を製造販売する被告の行為について、不正競争防止法2条1項2号又は1号の不正競争に当たるとして、各表示の使用差止め及び損害賠償の支払等を求めたのに対し、本判決は、平成18年当時、「正露丸」等の名称で本件医薬品の製造販売を行っていた業者は原告及び被告の他にも10社以上存在したことや、原告が、本件医薬品及び糖衣錠の製造販売について何ら特別の権利を有しないし、その普通名称である「正露丸」等にもついても他社による使用等の差止めを求めることができる権利を有しないこと等の事実を認定したうえで、被告商品の包装には「正露丸」「糖衣」及び「S」の各文字が記載されているものの、原告が主張するように一連一体のものとして記載されているものではないから、被告の各表示と原告の各表示に類似性はなく、被告に不正競争行為はない等のことを判示して、原告の請求を棄却した。

【その他】

(25)東地判平成24年6月27日 判例タイムズ1394号239頁

平成22年(ワ)第8759号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴(後和解))

Aから川崎市内の土地を取得したBより当該土地を購入したXが、別件訴訟において、AB間の売買契約等がAの意思無能力により無効とされ、本件土地の所有権を失ったことから、AB間の売買契約等に基づく登記手続を代理した司法書士Yらに対し、不法行為等に基づく売買代金相当額等の損害賠償を請求した。

本判決は、Aが当時、意思無能力であったとは認められないし、仮にAが意思無能力であったとしても、司法書士は、依頼者に意思能力がないかどうかについて調査すべき義務を一般的に負うことはなく、依頼者が意思能力を有しないのではないかと疑いを持つ特段の事情がある場合に限って意思能力を確認する義務を負い、本件では特段の事情があるとは言えないので、YらがAの担当医師に問い合わせる等の具体的な調査確認をする義務はなかったとし、この点不法行為を構成することはないとして、Xの請求を棄却した。

【紹介済み判例】

東地判平成23年9月5日 判例タイムズ1394号313頁

平成22年(ワ)第7213号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴(後訴え取下げ))

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110907161859.pdf>

→法務速報125号19番にて紹介済

知財高判平成24年6月6日 判例タイムズ1394号142頁

平成24年(行ケ)第10061号 審判請求書却下決定取消請求事件(請求棄却・確定)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120608133836.pdf>

→法務速報134号9番にて紹介済

東地判平成24年11月27日 判例タイムズ1394号224頁

平成23年(ワ)第11481号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

→法務速報149号23番にて紹介済

東地判平成25年3月7日 判例タイムズ1394号250頁

平成24年(ワ)第12040号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

→法務速報150号11番にて紹介済

最三小判平成25年4月9日 金法1985号155頁

平成24年(受)第2280号 建物明渡等請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130409111643.pdf>

→法務速報144号4番で紹介済

最三決平成25年4月15日 判例タイムズ1394号139頁

平成23年(あ)第2249号 各危険運転致死傷幫助被告事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130418104401.pdf>

→法務速報144号25番にて紹介済

最二判平成25年5月12日 判例時報2200号63頁

平成22年(受)第1163号 損害賠償請求, 民訴法260条2項の申立事件(破棄差し戻)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130712144318.pdf>

→法務速報147号1番で紹介済

最一小判平成25年6月6日 金法1985号140頁

平成24年(受)第349号 未収金請求事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130606141601.pdf>

→法務速報146号10番で紹介済

最二判平成25年7月12日 判例時報2201号37頁
平成24年(行ヒ)第79号 固定資産評価審査決定取消等請求事件(破棄差戻)
→判例速報147号23番で紹介済

最二判平成25年7月12日 判例タイムズ1394号130頁
平成22年(受)第1163号・平成22年(オ)第946号 損害賠償請求・民訴法260条2項の申立て事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130712144318.pdf>
→法務速報147号1番にて紹介済

最二判平成25年7月12日 判例タイムズ1394号124頁
平成24年(行ヒ)第79号 固定資産評価審査決定取消等請求事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130930151743.pdf>
→法務速報147号23番にて紹介済

最一判平成25年7月18日 判例時報2201号48頁
平成23年(受)第1948号 過払金等返還請求, 民訴法260条2項の申立事件(一部破棄差戻, 一部上告却下)
→判例速報147号2番で紹介済

最一判平成25年7月18日 判例タイムズ1394号133頁
平成23年(受)第1948号 過払金等返還請求, 民訴法260条2項の申立て事件(一部破棄差戻, 一部上告却下)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130718160429.pdf>
→法務速報147号2番にて紹介済

東高判平成25年7月24日 判例タイムズ1394号93頁
平成22年(ネ)第481号・平成22年(ネ)第1267号・平成22年(ネ)第1268号 損害賠償請求控訴・同附帯控訴・原状回復を命じる裁判の申立事件(控訴棄却, 変更, 一部原状回復を命ずる裁判・上告, 上告受理申立) ジェイコム株式誤発注事件控訴審判決
→法務速報152号8番にて紹介済

2. 平成26年(2014年)1月24日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.1月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

司法研修所 編 法曹会 312頁 2,849円

民事訴訟における事実認定 契約分野別研究(製作及び開発に関する契約)

岡村久道/坂本 団 編 民事法研究会 382頁 3,885円

Q&A 名誉毀損の法律実務 実社会とインターネット

岡山忠宏 編著 きんざい 211頁 2,940円

概説 被災借地借家法・改正被災マンション法

小島妙子 著 民事法研究会 401頁 3,990円

DV・ストーカー対策の法と実務

佐藤鉄男/松村正哲 編 民事法研究会 630頁 6,300円★

担保権消滅請求の理論と実務

三井住友信託銀行証券代行コンサルティング部 編 商事法務 193頁

2,520円

すぐわかる!株式実務のポイント

4.1月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

多田光毅/石田晃士/椿原 直 編著 三協法規出版 414頁 4,725円
紛争類型別 スポーツ法の実務

石井妙子 監修 三協法規出版 375頁 4,200円
労働時間管理Q&A100問

水谷英夫 著 日本加除出版 283頁 2,730円
予防・解決 職場のパワハラ セクハラ メンタルヘルス 使用者責任・労災・防止規程・事実調査・処分・復帰支援

布施直春 著 労働調査会 304頁 1,890円
労務トラブル解決法!Q&Aシリーズ⑥均等法と育児・介護休業法で会社は変わる!女性社員を活かす労務管理

遠藤常二郎 編 三協法規出版 321頁 3,780円★
弁護士の業務に役立つ相続税

法制対策法制研究会 編著 大成出版社 349頁 3,990円
災害対策基本法改正ガイドブック 平成24年及び平成25年改正

5. 発刊書籍<解説>

「担保権消滅請求の理論と実務」

担保権消滅請求について、意義と課題、法的構造、手続や書式、評価人と担保物の評価、会計、税務等が解説されている。

裁判例や実務上のポイントも解説されている。

「弁護士の業務に役立つ相続税」

第1章相続税の計算方法、財産評価、第2章遺産分割と税務として、小規模宅地等の減額の特例を利用した遺産分割、配偶者の税額負担制度を利用した遺産分割、換価分割及び代償分割による遺産分割など、第3章遺言と贈与について解説されている。

